

〈史料紹介〉

慶安二年二月成立の

「津軽領分大道小道磯辺路并船路之帳」(弘前市八木橋文庫蔵)

福井敏隆

はじめに

史料の価値

青森県では昭和五十七年度より文化庁から国庫補助金の交付を受けて、「歴史の道」調査事業を実施している。これは、江戸時代以前の交通路を調査するもので、各街道の沿革・現状及び街道に沿った文化財などを調べ、報告書にまとめるものである。昭和五十七年度は、羽州街道・松前街道・大豆坂通り・乳井通りを調査した。たまたま筆者の勤務する青森県立郷土館が事務局を担当しており、この調査に必要な資料を搜索している中で、表題の史料の価値の重大さを認識するに至った。ここに所蔵者の承諾を得たので、その内容を紹介し、大方の参考に供したいと思う。

この史料(以下、慶安の「大道小道帳」と略記する)は、縦三十三・〇竪、横二十四・〇竪、美濃紙、六十七丁(表紙とも)で、幕府へ提出した正本の控と考えられる。すでに、平凡社刊「青森県の地名」(一九八二年七月十日発行)執筆の際に、一部活用されており、巻末の文献解題で内容が紹介されている。又、後掲の釈文により、その全容を知る事が出来るので、ここでは、史料の価値について若干の考察をすることにした。

慶安の「大道小道帳」と類似した内容のものは、青森県文化財保護協会刊「津軽史 第七巻」(昭和五十二年三月二十五日発行)に、二九二頁から三一二頁にわたって掲載されている。筆者永沢得右衛門は、はじめに「一、何の頃誰やの人に伝こと有てか、御領分三郡の道法一帳に記し持るを乞請て是より下にしるし置もの也」と注記しているが、この史

料は慶安二年（一六四九）の成立であることがはっきりしており、別の写本を書き写したものと思われる。御領分三庄道範〔高照御遺鑑拔書〕（市立弘前図書館蔵）と似ており、これを書き写したのか。

さて、慶安の「大道小道帳」と『津軽史』掲載のものを比較すると、永沢の写し誤りと思われる箇所があるほか、内容の上でも両者には差異が認められる。例えば、前者には古城の記載のうち、浪岡古城がなく、後者には川の記載のうち深さを記していないといった点が目につく。詳細については、両者を検討してもらいより他ないが、筆者のみたところ、慶安の「大道小道帳」の方が、筋のよいものである事は断言できる。

この史料の成立について考えてみたい。表題の如く、慶安の「大道小道帳」は江戸、つまり幕府へ提出したものと考えられる。周知のとおり、江戸幕府は正保元年（一六四四）、全国の各大名に「国絵図」「城絵図」の調進を命じた。これらは一般に、正保国絵図、正保城絵図と呼ばれている。「現存古地図の歴史地理学的研究」（「東京大学史料編纂所報第一六号所収」）によれば、前者については国立公文書館内閣文庫に四十六ヶ国の写図が残っているほか、全国各地に三十ヶ国程の写図が残っていることがわかる。一方、小和田哲男「近世初期城下町絵図の一考察」（「地方史研究88」所収）によれば、後者については、内閣文庫に六十三葉の城絵図が残っているという。津軽領の場合であるが、国絵図の方は正保二年（一六四五）十二月二十八日幕府へ提出した控を貞享二年（一六八五）三月二十六日に書き写したもの（八木橋文庫蔵）が残っているし、城絵図の方は内閣文庫に六十三葉の一つとして架蔵されている。ところで、正保国絵図・正保城絵図と、この史料の関係が問題となる

う。慶安の「大道小道帳」は、これら正保図の幕府差し出し後、わずか四ヶ年足らずで作成されたことに注目したい。つまり、関連性があるのではないかと思われるのである。津軽領の場合、そこに関連性を物語る史料を今のところ見い出せないでいるが、南部領の場合には関連史料の存在が判明した。岩手県立図書館に、「奥州盛岡城并領内道規全 御書上写」と表題のついた史料がある。これは、正保四年（一六四七）三月晦日に幕府が改めたものを、寛保三年（一七四三）霜月二十五日、出石正時が一担書き写し、それをさらに明和九年（一七七二）霜月十四日、本堂親岡が書き写したものである。内容は表題の如く、まず盛岡城について四囲・各郭の内部・石垣の高さ・堀の広さと深さ等について詳細に記しており、この記述の終わりに「右絵図ニ合て具ニ知ル也」という記載がある。正保城絵図と照合したものと見えよう。道規の方は、大道筋として仙台境鬼柳（現岩手県北上市）から馬門（現青森県上北郡野辺地町）までの各村間の距離及び川・坂の有無を記す一方、領内の小道山道、海辺道、入海海辺道、舟路之道規并湊口ノ間数、北浦入海舟路之規并湊口間数について記しており、南部領における道程帳の体裁をなしている。盛岡市中央公民館には正保四年三月幕府へ提出した国絵図の控である、南部領絵図が残っており、城絵図の方も内閣文庫に架蔵されている（小和田前掲論文）。このことから、幕府は正保国絵図・正保城絵図の調進と同時に、これら正保図の解説書ともいべきものをも提出させていたと考えられる。「奥州盛岡城并領内道規全 御書上写」は、その解説書にあたるわけである。

一方、岩手県立図書館には、後世の写しと思われるものだが「大道筋」

と表題のついた史料があり、これには末尾に「慶安二年八月五日」「上書ニ奥州之内南部領海陸道規帳」という記載がある。「奥州盛岡城并領内道規全 御書上写」の道規の部分とくらべてみると、内容は同じであることがわかる。一部紹介すると、次のようである。

「奥州盛岡城并領内道規全 御書上写」

大道筋

南ヨリ

三里十丁六間^{ろっ}

一、仙台境鬼柳ヨリ花巻マテ 三里十丁四十六間

此内川二ツ有、和賀川広サ廿間深サ五尺、舟渡之、豊沢川広サ十間深サ七尺

(以下略)

(読点筆者)

「大道筋」

大道筋

仙台境

一、鬼柳花巻迄 三里拾町四拾六間、

此間に 和賀川広三拾間深五尺、船渡、

豊沢川広拾間深壹尺、步行渡、

右二ツ之川山川故少しの雨ニも俄ニ

水出、船渡步行渡不自由、

(以下略)

(読点筆者)

後者の方が詳細になっており、津軽領の場合と同様古城についての記載もみられる。よって、この「大道筋」という史料は、南部領における慶安の「大道小道帳」の写と断定して間違いないものと思われる。こ

れらのことから、南部領の場合、慶安の「大道小道帳」は、正保図の解読書のうち、道規・道範の部分の詳細にしたものであり、正保国絵図と関連のあるものといえる。津軽領の場合も同様であったと推定出来る。

つまり、慶安の「大道小道帳」は、幕府が正保国絵図を提出した各藩に、領内の道規・道範についてさらに詳細な報告を命じて提出させた道程帳であったと考えられる。管見の限りでは、幕府側の提出命令について現在明らかに出来ないが、熊本県教育委員会刊「熊本県歴史の道調査——豊後街道——」(昭和五十七年三月三十一日発行)にも慶安四年(一六五一)四月二十八日に江戸へ差し出した控の「肥後国の大道小道帳」(熊本県立図書館蔵)が、史料として一五三頁から一六八頁にかけて載っており、各藩に対して正保図提出後、順次同様の命令が出されたものと思われる。このような、慶安の「大道小道帳」を提出させたねらいは何であったかを推測してみると、南部領の場合をみてもわかるように、領内道路の把握のほか一つには古城の把握にあったものと思われる。小和田氏が前掲論文で指摘しておられるように、本来極秘であるべき居城の内部状況を細かに書き表わした正保城絵図の提出は、諸藩の幕府へ対する屈服を意味するわけで、要塞となりうる古城をも詳細に書き出させたことは、幕府が諸藩へのしめつけを強化したものとさえいえる。従来、津軽藩においては承応二年(一六五三)成立の「津軽領道程帳」(市立弘前図書館蔵)が、現存する最も古い道程帳であると考えられてきた。しかし、慶安の「大道小道帳」の存在はそれをくつがえすものである。また、内容の上でも、正保国絵図と慶安の「大道小道帳」は関連性のあることがわかった。それでは、慶安の「大道小道帳」と承応の「道

「程帳」の関連性についてはどうか。後者に記載されている道筋

は、大道二、脇道三、浜道二、船路一の八つにすぎず、前者との差は非常に大きい。しかし、承応の「道程帳」も加賀国の写本の如く仕立てたと表紙に注記があり、幕府へ提出した控であるらしい。また、各道筋の記載は、道幅の広狭がくわしく、沓里山（一里塚）についてもふれている。前者よりも、道筋そのものについては整理された感じがする。そして、正保国絵図と対照してみると、承応の「道程帳」に記載されている七つの道筋にのみ一里塚の記号があることから、この「道程帳」は、慶安の「大道小道帳」が幕府に提出されたあと、再度幕府から一里塚のある道筋と船路について、詳細な報告を求められて提出した道程帳ではなかったかと推定される。この点、両者の間にも関連性があるといえよう。

以上、慶安の「大道小道帳」について、正保国絵図との関連性、承応の「道程帳」との関連性を考察してきた。論拠に誤りがあるかも知れない。御叱正、御批判くださいれば幸いである。

また、慶安の「大道小道帳」の表記にあたっては、以下の凡例によった。

- 一、本文には読点は一切ないが、紹介者の判断により適宜付した。
- 一、紹介者によるふりがな、現在地比定は一切しなかった。
- 一、濁音・半濁音たるべき箇所も手を加えなかった。誤字は「ママ」にし、脱字のみ「脱カ」として書き加えた。
- 一、虫損部分は□を付して、字数分を並べた。

(表紙)

慶安貳年二月出来仕吉太夫江戸へ持参仕候帳

津軽領分大道小道

磯辺路并船路之帳

津軽領分

大道筋 秋田領八森江出ル境目道筋大間越口境之明神堂より南部境式本まで迄之道範

合四拾沓里三拾沓町四拾間、但南部之内野辺地江出ル道筋

同 津軽弘前より秋田境杉峠迄之道範

合六里、但秋田之内白沢江出ル道筋

大道筋

一、境之明神堂より大間越迄 式里 左ハ海 右ハ大山木立

此内川式ツ

一、弘川広さ沓間深さ七寸、步渡り、

一、伊良川広さ四間深さ沓尺八寸九寸式尺、步渡り、但山川故

少之雨ニも俄に水出人馬不通、

同坂五ツ

一、明神堂方下ル坂四拾間道之広さ壹間半、左右木立難所、

一、弘川方登坂三拾五間道之広さ壹間半、左右木立難所、

一、木連師坂下り百貳拾間道之広さ壹間、但壹騎打難所、

一、小間越坂登百六拾貳間道之広さ壹間、但壹騎打、下り百四拾

六間道之広さ壹間、但壹騎打難所、

一、大間越坂登百六拾五間道之広さ壹間、但壹騎打、下り坂三百

間、内百三拾間者道之広さ壹間、壹騎打、同百七拾間者一

間半、難所、

一、大間越方岩崎村迄 三里拾七町

左ハ海
右ハ大山木立

此内川四ツ

一、津梅川広さ八間深さ壹尺九寸貳尺、步渡、但山川故少之雨

ニも水出人馬不通、太石、

一、白神川広さ三間深さ壹尺三寸五寸、步渡り、但小石、

一、黒崎川広さ拾貳間深さ五寸、步渡、砂川、

一、佐之内川広さ拾壹間深さ貳尺三寸五寸、但步渡、山川故少

之水増ニも人馬不通、小石、

同坂壹ツ

一、森山坂登八拾間下り八拾七間道之広さ壹間、但壹騎打難所、

右境之明神堂方岩崎迄之間左者海右者大山木立、岩崎方深浦迄之

間山越へ、海辺江貳里三里有、

一、岩崎方深浦村迄 貳里 右左木立

此内坂三ツ

一、岩崎方登坂百拾六間道広さ貳間、左右木山、

一、免くら坂下り百拾貳間道之広さ貳間、左右木山、

一、深浦坂登り八拾四間道之広さ壹間半、但町きわ迄、

深浦古城 但山城大道筋

一、城之高さ南方拾六間、北方拾貳間、西方拾四間、東之方

八間、但山続き細谷有、せつしよ、

一、城之内長さ西方東江四拾八間、西之方横七間、東之方拾

貳間、南之方ニ口有、土手之高さ四方共ニ五尺宛、

一、城方町きわ迄坂道六拾七間道広四間、

一、城下南方西北江町屋有、

一、西北之方海、但海きわ岸之高さ西方拾八間拾九間有、北之

方岸之高さ拾一間拾貳間有、

一、町屋敷方右之岸之上迄之間西之方三拾五間四拾間有、北之

方百三拾間百五拾間有、

一、北之方町方阿妻居坂迄之間五町余、右之坂下り六拾貳間道

之広さ貳間、但深浦川之きわ迄、此川之広さ八間深壹尺六

寸七寸、步渡り、山川故少之水増にも人馬不通、砂川、

一、東南之方大山木立、

一、深浦之間申酉之方、右之間口百五拾四間、遠さ貳百間、深

さ八尋九尋、南西風舟加ゝり吉、北風悪シ、是方松前へ海

上式拾五里南風ニて渡ル、又秋田領とが迄海上三拾五里、

但北風ニ而渡ル、

従是秋田領八森迄霜月ハ明ル二月迄ハ、雪之内牛馬不通、

一、深浦ハ追良瀬村迄 式里 左ハ海 右ハ木立

此内川三ツ

一、深浦川広さ八間深さ壹尺六寸七寸、步渡、但少之水増ニも

人馬不通、砂川、

一、広戸川広さ壹間深さ二寸三寸、步渡、

一、追良瀬川広さ貳拾壹間深さ貳尺三寸五分、步渡リ、少之水増ニも船ニ而渡ル、但大水ニハ舟ニ而も不自由、

同坂五ツ

一、阿妻居坂下リ六拾貳間道之広さ貳間、

一、雪屋崎坂登リ七拾貳間道之広さ三間、

一、広戸浜江下ル坂六十間道之広さ三間、

一、同登リ坂五拾六間道之広さ貳間、

一、追良瀬江下ル坂百八拾間道之広さ一間、但壹騎打難所、此坂之下ニ右之追良瀬川有、水干之時者海辺も通ル、

一、追良瀬ハ金井ケ沢村迄 四里 左ハ海 右者木立

此内川壹ツ

一、風合瀬川広さ四間深さ四寸五寸、步渡リ、

同坂八ツ

一、追良瀬ハ登リ坂八拾五間道広さ貳間、

一、とゞのき浜江下ル坂百廿間道広さ貳間、

一、鳥居崎坂登リ六拾三間道広さ貳間、

一、同下リ坂五拾間道之広さ貳間、

一、加いらき坂登リ四拾間道広さ壹間半、但難所、

一、大船江下ル坂五拾六間道之広さ貳間、

一、田之沢江登坂六拾八間道之広さ貳間、

一、間坂下リ百間道之広さ貳間、

従是深浦迄ハ霜月ハ明ル二月迄牛馬不自由、但大雪之時ハ不通、

一、金井ケ沢ハ赤石村迄 式里 左ハ海 右ハ木立

此内川貳ツ

一、大童子川広さ六間深さ壹尺九寸貳尺、步渡リ山川故少之水

増ニも人馬不通、高石、

一、赤石川広さ拾七間深さ貳尺三寸五寸、但常者步渡リ水増ニ

ハ船ニ而渡ル、

一、赤石ハ鱒ケ沢村迄 壹里 左ハ海 右者野山

右深浦ハ鱒ケ沢迄之間左者海辺右者大木立、鱒ケ沢ハ弘前迄之間野道、但小坂共有夏冬共ニ牛馬自由、

鱒ケ沢古城 但山城大道筋

一、城之高さ東西南北共ニ式拾間宛、但南之方ニ細谷堀切有、
一、城之内広さ東西江拾七間、南北へ七拾三間、城より町江之

通道東之方ニ有、北方南江登ル、但坂之長さ六拾八間道之
広さ壱間、壱騎打、但荷付馬自由、

一、西之方ニ細道有、牛馬不通、坂之長さ四拾六間有、

一、西北之方海南之方大山、但細谷有、東之方山と城との間三

拾間四拾間有、

一、城下海之方西北ニ町屋有、但大道筋、

一、高杉が弘前居城迄 壱里半 左右田地

此内川三ツ

一、岩木川枝川広さ四拾五間深さ式尺三寸五寸、歩渡、少之水
増ニも船渡、弘前宿はつれに有、

一、岩木川広さ式拾壱間深さ三尋、橋有、但此上下浅瀬歩越之

所も有、水増ニも橋落不申候、弘前町之内城下流申候、

一、土淵川広さ拾式間深さ壱尺五寸六寸、橋有、水増にも橋落
不申候、

一、鱈ヶ沢が十腰内村迄 三里 左右野

此内川式ツ

一、中村川広さ拾七間深さ三尺四尺、但橋有、枝川広さ拾式間

深右同断、橋有、右式ツ之橋大水ニも落不申候、

一、浮田川広さ四間深さ四尺五寸七寸、橋有、大水ニも橋落不
申候、

此内坂五ツ

一、坂本坂登り七拾間道之広さ四間、

一、堤坂下り五拾壱間道之広四間、

一、同坂登り四拾間道之広さ四間、

一、うきた坂下り式拾七間道之広さ四間、

一、同坂登り四拾七間道之広四間、

一、十腰内が高杉村迄 三里 皆野道

一、弘前居城が藤崎村迄 壱里半 左右田地

此内川式ツ

一、平賀川と黒石川之落合藤崎渡り広さ式拾三間深さ四尺、但
舟渡り、水干ニハ自是壱町下ニ歩渡有、末ニも記ス、

藤崎古城 但平城大道筋

一、本丸之内東西四拾式間、南北三拾間、堀之広さ三方共ニ六
間宛、深さ七尺宛、土手之高さ壱丈宛、東之方ニ口有、西
之方平か川、

一、二之丸之内東西江百拾九間、南北へ九拾五間、四方堀之広
さ南北九間宛、東西七間宛、深さ七尺五寸宛、土手之高さ
九尺宛、東之方ニ口有、

一、三之丸はたか館之内東西へ百廿五間、南北へ九拾五間、四
方堀之広さ九間宛、深八尺三寸五寸、土手之高さ九尺宛、
東ノ方ニ口有、

一、本丸(二ツ)と戊亥之方ニ小丸有、東西江廿四間、南北江廿七間、三方堀広さ但二方ハ拾壹間宛、一方本丸と能間六間深さ九尺宛、土手之高さ壹丈宛、西之方右之平か川、

一、右之小丸と西に又小丸有、東西へ六拾六間、南北へ六拾之間、三方堀之広さ二方ハ八間、一方右之小丸との間拾一間有、深さ壹丈宛、土手之高さ壹丈宛、西之方ハ右之平か川、
一、東南北之方深田、但淺田も有、其外大野地牛馬不叶、城下南より北へ町屋有、

一、藤崎と波岡村迄 式里半 左右田地

此内川壹ツ

一、十川広さ七間深さ壹丈一尺式尺、ごミ川、但橋有、大水にも橋落不申候、水干にも橋引申候へハ上下共二人馬不通、

一、波岡と大釈迦村迄 壹里 左右田地

此内川壹ツ

一、波岡川広さ式間十間二尺深さ三尺三寸五寸、橋有、水増にも橋落不申候、少上ハ步渡り、

一、大釈迦と外之浜内新城村迄 式里拾町 左右木山

此内川三ツ

一、大袋川広さ三間深さ三尺、橋有、水増にも橋落不申候、
一、新城川広八間深さ式尺、橋有、右同断、

一、同川之下広さ六間深三尺、橋有、右同断、
同坂四ツ

一、大釈迦坂登九拾式間道広三間、左右谷木山、
一、柳久保坂下り五拾間道広さ三間、左谷木山、
一、同坂登り卅五間道広三間、左右木山、
一、まぎの坂下り百五拾間道広三間、左右木山、
右之大釈迦と新城迄ハ山中左谷難所、但霜月と明ル二月迄牛馬不自由、大雪之時ハ不通、

一、新城と油川村迄 壹里 但海辺へ出ル

一、油川と青森村迄 壹里九町 左ハ海
右者田地

此内川壹ツ

一、新城川新田渡り広さ九間十間深さ五尺、但橋有、水増にも橋落不申候、ごミ川、

一、青森と野内村迄 壹里半 左ハ海
右者田地

此内川式ツ

一、堤川広さ五拾五間深さ式尺五寸三尺、步渡り、塩満水増二ハ船渡り、砂川、

一、野内川広さ廿六間深さ壹尺四寸五寸、步渡、但山川故少之雨にも水出人馬不通、小石、

一、野内左浅虫村迄 壹里半 右ハ海野山

此内川壹ツ

一、龍之口川広さ五間深さ三尺、橋有、水増ニも橋落不申候、

ごミ川、

同坂四ツ

一、龍之口坂登リ五拾貳間道之広貳間、北之方海南者野山、

一、同坂下リ三拾六間道広さ貳間、右同断、

一、とうまひ坂登貳百四拾間道之広さ貳間、北ハ海南者山、

一、うとふ坂下リ百拾間道広さ壹間、壹騎打大難所、北ハ海南者木山、但此下ニとうまひかけはし有、但塩干ニハ歩にて

海辺瀬之通申候、

一、浅虫左小湊村迄 貳里九町 右左右木山

此内坂貳ツ

一、土屋坂登リ七拾間道之広さ貳間、

一、同坂下リ六十間道之広さ貳間、

一、小湊左狩場沢迄 三里 右ハ海野山

此内川三ツ

一、小湊川広さ五間深さ壹尺六寸七寸、歩渡、但大水之時者人

馬不通、小石、

一、清水川広さ八間深さ壹尺貳寸三寸、歩渡リ、但大水之時者

人馬不通、小石、

一、堀指川広さ拾一間深さ壹尺四寸五寸、歩渡リ、右同断、

一、狩場沢右式本まだ境目弘川迄四町四拾間、自是者南部領野辺地江出ル大道筋、牛馬出入自由、但右之野内左是迄ハ極月右明ル二月迄雪之内馬足不通、

弘前左從居城秋田領白沢江出ル大道筋

一、弘前左堀越村迄 壹里 右左右田地

此内川壹ツ

一、門家川広六間深壹尺、歩渡、水増ニも人馬自由、

堀越古城 但平城大道筋

一、本丸之内東之方卅間、南廿壹間、西廿間、北五拾貳間半、

四方堀之広さ十間宛、深さ三間宛、土手之高さ貳間宛、西北之方ニ口有、

一、二之丸之内東方五拾五間、南十七間、西五拾間、北廿七間半、四方堀之広さ八間宛、深さ四間宛、土手之高さ壹間半宛、東西之方ニ口有、

一、三之丸之内東西江四拾三間、南北ハ八十五間、四方堀之広

さ九間宛、深さ三間宛、土手之高さ壹間半宛、但右之外ニ南北ニ堀有、此堀之広さ拾五間宛、深さ貳間、土手之高さ壹間半宛、但南北ニ重堀之東西北ニ口有、

一、本丸右西に小丸有、東方七拾七間、南拾貳間半、西七十間、

北四拾五間、四方堀広七間宛、深さ式間宛、土手之高さ壹間半宛、東西に口有、

者人馬不通、

一、惣がわ四方共ニ田地、但浅田、城下も三町東ニ平か川有、此広さ廿七間深式尺三寸五寸、但步渡り、西北之方城より式町三町外ニ門家川有、但小川南之方城下ニ大道有、馬かけ四方共ニ自由、但城下西より南へ町屋有、

一、碓関も秋田領境目杉峠迄 式里 左右木立
此内川三ツ

一、堀越も大鱈村迄 壹里 左右田地

此内川壹ツ

一、平賀川石河渡広廿五間深さ三尺、步渡、水増ニハ船渡り、大水之時者牛馬不自由

一、津狩川広さ六間深さ九寸壹尺、步渡、但山川故少之雨ニも水出候、大水之時ハ人馬不通、
一、平か川遠辺渡広さ拾壹間深さ八寸、步渡り、右何連も同断、

同坂式ツ

一、剣ヶ鼻坂登り百四十四間道広式間、未申之方川丑^{ウツ}刀之方野

一、秋田境杉峠坂登り三百八拾四間道広さ壹間、但老騎打荷付馬通、左右木山谷

一、同坂下り百式拾間道之広さ式間、

自是先ハ秋田領白沢江出ル、牛馬出入自由、右之碓関も杉峠迄山中故霜月も明ル二月迄雪之内、牛馬不通歩にてハ常ニ自由、

一、大鱈も碓関村迄 式里 左右野山田地

小道并脇道

此内川三ツ

一、平賀川福嶋渡広さ拾三間深さ壹尺八寸式尺、步渡り、水増

脇道

ニハ人馬不通、但高石、

大間越も銀山迄式里半、此間大難所牛馬不通、是も先ハ秋田領、但自

一、同川船養坊渡広廿八間深式尺三寸五寸、步渡、少之水増ニも人馬不自由、大水ニハ不通、

他領入かたし、
此内川壹ツ

一、同川中渡広さ廿三間深さ壹尺四寸五寸、步渡り、大水之時

一、津梅川之上広さ拾間深さ壹尺、步渡り、山川故少之雨ニも

俄ニ水出、出入不自由、

同坂式ツ

一、千間坂登リ千間道之広き四尺、左右深谷木山、脇より之通

口ならず大難所、

一、同坂下リ八百間道之広き四尺、右同断、

小道

一、岩崎^(ツマ)ヲ沢辺村迄半里、沢辺^(ツマ)ヲ月屋村村迄壹里半、月屋^(ツマ)ヲ深浦村迄壹

里、但大道筋へ出ル、此間野道牛馬自由、

此内川式ツ

一、月屋川広五間深さ六寸、步渡、水増ニも人馬自由、

一、横磯川広さ三間深さ五寸六寸、步渡リ、右同断、

小道

一、轟木浜中之大道ヲ風合瀬村迄廿町、風合瀬^(ツマ)ヲ大船浜大道へ出ル、此

間拾六町、

小道

一、西関大道ヲ柳田村迄拾貳町、柳田^(ツマ)ヲ大童子村迄十五町、自是先者山

出かたなし、

此内川式ツ

一、右之大童子川之上広さ三間深さ四寸五寸、步渡リ、水増ニ

も人馬自由、

小道

一、赤石村之大道ヲ種里村迄壹里廿町拾八間、種里^(ツマ)ヲ一ツ森村迄壹町

十五間、自是先者山出方なし、種里^(ツマ)ヲ姥か袋迄壹町五間、姥か袋^(ツマ)ヲ

赤石村大道江出ル此間半里、

此内川式ツ

一、赤石川之上ハななか渡広さ廿間深さ三尺、步渡、少之雨ニも

水出、人馬不通、石川、

一、同川中渡広さ廿間深さ貳尺三寸五寸、步渡リ、少之雨ニも

水出、人馬不通、

脇道

赤石村之内橋原村^(ツマ)より小森村迄廿五町、自是先者山出方なし、

此内川式ツ

一、赤石川之上小森渡広さ拾八間深さ貳尺壹寸貳寸、步渡リ、

少之雨ニも水出人馬不通、石川、

小道

一、鱈ヶ沢村大道ヲ中村之間横沢村迄一里、是ヲ先者山出方なし、

小道

一、貝沢村大道ヲ野木村迄卅町、野木^(ツマ)ヲ幸田村迄廿四町、幸田^(ツマ)ヲ広須村

迄壹里、広須^(ツマ)ヲ薦槌村迄壹里、こもつち^(ツマ)ヲ牛泻村迄半里、牛泻^(ツマ)ヲ十三

浜江出ル廿間半里、

脇道

野木村を種市村迄廿町、種市を三世寺村迄半里、三世寺を船水村迄廿八町大道へ出ル、

脇道

三世寺を高杉村迄十五町、高杉を中別所村迄半里、中別所を八幡村迄廿七町、

八幡古城 但平城

一、本丸之内東西へ四拾六間、南北へ卅五間、四方堀之広さ六間宛、深さ三間三尺宛、土手之高さ壹丈宛、

一、二之丸之内東西へ四拾八間、南北六十五間、四方堀之広さ六間式尺宛、深さ四間宛、土手の高さ壹丈宛、

一、三之丸之内東西へ五拾六間、南北へ四拾間、但右に八堀有之由ニ候得共、今程ハ土手ほりくづし畑ニ仕候故、堀無御座候、

一、本丸を西ニ小丸有、東西へ四拾間、南北へ拾六間、四方堀之広さ五間宛、深さ式間三尺宛、土手之高さ壹丈宛、

一、城之西北之方ニ小川有、広さ四間深さ壹尺式寸三寸、川岸之高さ水より上三尺あり、水増候得ハ、川岸越申候、川を西

之方田地、但浅田、南北之方ニ町屋有、其外浅田、深田、

脇道

八幡村を宮館村迄拾五町、右之八幡を新岡村迄廿六町三間、

此内坂壹ツ

一、長坂登り百廿間下り八十間道之広さ式間、牛馬自由、

西根小道

一、弘前を駒越村迄八町、駒越を高屋村迄廿八町、高屋を葛原村迄廿八町、葛原を百沢村迄壹里、百沢を嶽之湯本迄式里半、自是先山出か

たなし、

此内川壹ツ

一、岩木川駒越渡広卅式間深さ式尺四寸五寸、歩渡、水増ニハ舟渡、大水之時ハ船ニても不自由、

同坂式ツ

一、作り坂登九十六間道之広三間、牛馬自由、
一、同坂下り六十間道之広さ三間、右同断、

脇道

駒越を蒔苗村迄式拾五町、蒔苗を高屋村迄拾三町、高屋を鳥居野村迄半里、

脇道

駒越より鳥居野村迄壹里、鳥居野より門前村迄拾式町、

脇道

宮地村を国吉村迄壹里拾町、国吉を桜庭村迄半里、桜庭を中畑村迄九

町、中畑方田代村迄拾壹町、田代方村市村迄壹里十町、村市方砂子瀬村迄卅貳町、是迄牛馬通、砂子瀬方川原沢金山迄三里、此間牛馬不通大難所、自是先大深山、但秋田領境山迄牛馬不通、自他領も入かたし、

此之内川拾參

一、太秋川広さ八間深さ貳尺、橋有、水増ニも落不申候、

一、岩木川名壺渡広さ九間深さ三尺、步渡、高石、山川故少之雨ニも俄ニ水出人之通不叶、左右木山、

一、右之川田之尻渡広さ貳拾二間深さ三尺、步渡り、山川故少之雨ニも俄ニ水出人之通不叶、左右木山、

一、同川一之渡広拾貳間深貳尺一寸二寸、右同断、

一、湯之沢川枝川広さ拾五間深さ壹尺三寸四寸、步渡、水増ニも人馬自由、

一、岩木川深渡広卅間深さ貳尺四寸五寸、步渡、山川故少之雨ニも俄ニ水出人之通不叶、左右木山、但高石、

一、同川尾沢渡広さ八間深さ貳尺壹寸貳寸、步渡り、右何連も同断、

一、鍋倉渡之枝川広さ九間深さ九寸壹尺、步渡、水増ニも出入自由、大水ニハ不通、高石、

一、澄川渡之枝川広さ拾間深さ壹尺五寸六寸、步渡り、右いつれも同断、

一、同川之下広八間深壹尺四寸五寸、步渡、右いつれも同断、

一、右同川之中広さ七間深さ壹尺壹寸貳寸、步渡り、右何れも同断、

一、同川之上広さ六間深さ九寸壹尺、步渡、水増ニも人之通ひ自由、大水ニハ不通、

此内川壹ツ

同坂九ツ

一、長坂登り八十間道之広さ三間、荷付馬自由、

一、同坂下り九拾貳間道之広さ三間、右同断、

一、猫坂登り五拾間道之広さ三間、右同断、

一、同坂下り百間道之広さ三間、右同断、

一、赤坂登り四拾間道広貳間半、右同断、

一、同坂下り四十五間道広貳間半、右同断、

一、沼之坂登り六拾間道広さ三間、右同断、

一、同右之坂下り百六十間道広貳間半、右同断、

一、とのえの坂下り三百八十間道広さ貳間、右同断、

脇道

田代村方太秋村迄廿六町拾間、此間皆難所、先者山出かたなし、此内川壹ツ

一、太秋川広さ六間深さ九寸壹尺、步渡、水増ニも人馬自由、同坂貳ツ

一、太秋坂登り百五拾間道之広壹間、左右野山、

一、同坂下り五十間道之広さ壹間、右同断、

小道

一、弘前より上湯口村迄壹里、上湯口より水木在家村迄十八町、水木在家より相馬村迄廿三町、相馬より藍内村迄拾三町、自是先大深山出方なし、但木こり道有、

此内川式ツ

一、藍内川広さ拾貳間深さ壹尺三寸五寸、步渡り、但山川故少之雨ニも俄水出人馬不通、石川、
一、同川之上広さ拾壹間深さ九寸壹尺、步渡り、右いつれも同

断、

同坂壹ツ

一、唐内坂下り五拾間道広四間、牛馬自由、

脇道

上湯口村より紙漉沢村迄廿五町、紙漉沢より大助村迄八町、自是先山出かたなし、

此内川三ツ

一、相馬川紙漉沢渡広さ拾壹間深さ壹尺四寸五寸、步渡り、但山川故少之雨ニも俄ニ水出人馬不自由、大水之時ハ不通、
高石、

一、同川藤沢渡広十五間深一尺三寸五寸、步渡、右同断、
一、右同川大助渡広さ四間深さ九寸壹尺、步渡、右いつれも同断、

小道

一、弘前より小沢村迄廿五町、小沢より久渡寺(マゴ)板木村迄十七町廿間、従是先出無出方、

小道

一、取上村大道より清水森村迄八町五拾間、清水森より大和沢村迄貳拾七町五拾間、自是先山出かたなし、

此内川式ツ

一、門家川広さ七間深さ七寸、步渡、大水ニも人馬自由、小石、
一、同川大和沢渡広七間深九寸壹尺、右同断、

脇道

清水森村より大和沢迄十一町、自是先山無出方、

小道

一、石川大道より金ヶ崎村迄五町十間、金ヶ崎より森山村迄四町十貳間、森山より三目内村迄九町八間、是迄牛馬通ル、自是先ハ人馬不通大難所、自他領も入かたし、

此内川三ツ

一、平か川広さ拾七間深さ壹尺九寸貳尺、步渡り、水増ニハ人馬不通、石川、
一、三目内枝川広九間深壹尺三寸五寸、步渡、右同断、
一、同川居士渡広七間深一尺三寸四寸、步渡、同断、

小道

一、大鱒劍ヶ鼻大道を虹貝村迄拾八町、虹貝を早瀬野村迄壹里拾町、早瀬野村を金山鳥居野杉迄三里十三町、但大鱒を鳥居ノ杉迄ハ牛馬通ル、自是先ハ大深山、但秋田領境山迄者難所牛馬不通、自他領も難入、

此内川八ツ

一、平か川虹貝渡広さ廿三間深さ三尺三寸五寸、步渡、少之水増ニも不自由、大水ニハ人馬不通、

一、同川枝川一之渡広拾間深サ壹尺四寸五寸、步渡、山川故少

之雨ニも俄ニ水出人馬不自由、大水之時者不通、

一、同川蛇石渡広十五間深一尺五寸六寸、右同断、

一、同川長渡拾間深一尺三寸五寸、步渡、右同断、

一、同川穴渡拾間三尺深一尺四寸六寸、步渡、右いつれも同断、

一、同川大瀧渡広さ拾式間深さ壹尺六寸七寸、步渡、山川故少

之雨ニも水出不自由、大水之時ニハ人馬不通、

一、同河岩屋渡広さ七間深壹尺、步渡、右同断、

一、同川平地子渡広さ八間深さ九寸壹尺、步渡リ、右同断、

同坂九ツ

一、細越坂登リ九拾五間道広さ一間半、人馬自由、

一、同坂下リ七拾間道之広さ壹間半、右同断、

一、大瀧之小坂登リ廿間道之広壹間半、右同断、

一、関合之小坂登リ拾八間道広一間半、右同断、

一、同坂下リ拾式間道之広さ一間半、右同断、

一、遊徒リ者坂登卅式間道広壹間半、右同断、

一、同坂下リ式拾五間道之広さ壹間半、右同断、

一、馬立場之小坂登拾八間道広一間半、右同断、

一、鼻摺坂下リ三十間道広一間半、右同断、

小道

一、大鱒村大道をみづき村迄式拾八町、自是先山出かたなし、

此内川一ツ

一、平賀川長峯渡広さ卅六間深式尺三寸四寸、步渡、少之水ニも不自由、大水ニハ人馬不通、

小道

一、唐牛村大道を小懸村迄拾三町、自是先山、

東根小道

一、大鱒劍ヶ鼻大道を乳井村迄壹里、乳井を大光寺村迄壹里、大光寺を

高木村迄一里、高木を黒石村迄壹里、黒石を高館村迄壹里、高館を

波岡村迄廿壹町、但大道江出ル、

此内川二ツ

一、黒石川広さ廿三間深さ壹尺四寸五寸、步渡リ、少之水ニハ

自由、大水之時ハ人馬不通、石川、

一、十川之上広三間深八寸九寸、步渡、水増にも自由、

大光寺古城 但平城小道筋、堀残、自大道卅貳町、

一、本丸之内南北八卅八間宛、東之方七拾七間、西四拾五間、

四方堀之広さ七間半宛、深さ壹間半宛、城之高さ地形方一

間半、南ニ口有、

一、二之丸之内東方百五間、西之方卅八間、南北六十間宛、四

方堀之広六間宛、深さ貳間半宛、南之方ニ口有、

一、三之丸之内東五十間、西卅七間、南八十間、北七拾間、四

方堀之広さ七間半宛、深さ一間半宛、南之方ニ口有、

一、惣がわ城下方壹町半、南方西へ小川有、此川之広さ五間深

さ壹尺壹寸貳寸、但西南之方河岸之高さ五尺三寸有、

一、城下方貳町三町外ニ東方北江流ル小川有、此川之広さ五間

深さ貳尺三寸五寸、兩方共ニ岸之高さ壹間半貳間有、城之

四方いつれも田地、深田馬足不自由、但城下東よりにしへ

町屋有、

脇道

吹上村方唐竹村迄廿六町、自是先ハ山、

脇道

沖館村方新館村迄四町、新館方大光寺村迄廿七町五十間、

脇道

高木村方田中村迄廿五町三間、田中方荒屋村迄七町十間、荒屋方広船

村迄十八町、広舟方温湯村迄壹里拾八町、温湯方山形村迄五町、

此内川壹ツ

一、黒石川広さ貳拾三間深さ壹尺壹寸三寸、步渡り、少之水ニ

八人馬自由、大水之時ハ不通、

小道

一、石川村大道方岩館村迄五町、岩館方柏木村迄拾八町、但東根小道江

出ル、

脇道

岩館方館田村迄十八町、館田方野添村迄廿八町、野添方日沼村迄八町、

脇道

館田村方門家村迄拾三町四十間大道へ出ル、

此内川二ツ

一、平か川広さ卅五間深さ壹尺九寸貳尺、步渡、少之水ニも不

自由、大水ニハ人馬不通、

一、門家川広さ七間深さ七寸八寸、步渡、大水にも人馬自由、

小道

一、門家村大道方福村迄十八町、

小道

一、取上村大道を境関村迄三十卷町、

小道

一、和徳村大道を境関村迄八町、境関を日沼村迄四町、日沼を猿賀村迄廿五町、猿賀を中佐渡村迄式町卅間、

此内川巻ッ

一、平か川境関渡広さ三拾五間深さ式尺五寸六寸七寸、船渡り、

小道

一、日沼村を田舎館村迄廿五町、田舎館を高日村迄廿町、高日をおつこのき村迄拾町卅間、おつこのきを浅瀬石村迄拾式町五間、浅瀬石を石名坂村迄廿卷町、石名坂を山形村迄廿町五間、山形を不動館村迄廿八町式間、自是先ハ山出かたなし、

此内川巻ッ

一、黒石川望内渡広さ廿卷間深さ式尺五寸六寸、歩渡り、高石、

少之水ニも人馬不通、

同坂式ッ

一、が、むし坂登り六十間道広式間、荷付馬自由、

一、同坂下り四十間道広さ式間、右同断、

小道

一、藤崎村大道を川辺村迄拾六町、川辺より堂之前村迄廿町、堂之前を

黒石村迄十八町五十間、東根小道へ出ル、

小道

一、水木村を目内沢田村迄卷里、目内沢田を本郷村迄十五町、東根小道

江出ル、

此内川巻ッ

一、十川之上広さ三間深さ卷尺三寸五寸、歩渡り、水増ニも人

馬自由、

脇道

川辺村を徳下村迄卷里、

脇道

目内沢田村を黒石村迄拾五町、東根小道へ出、

脇道

吉田村を藍沢村迄卷里、自是先ハ山、

此内川巻ッ

一、波岡川之枝川広さ式間深さ五寸、歩渡り、水増ニも人馬自

由、

小道

一、波岡村大道を外之浜之内高田村迄三里、此間山道左右木山、

此内坂三ツ

脇道

一、かるひ坂登り百廿間道広壹間、荷付馬自由、

駒籠村方田屋敷村迄拾五町八間、田屋敷方堤村迄十三町九間、大道へ

一、高陣場坂登り百廿八間道広一間、右同断、

出ル、

一、大豆之坂下り三百七十八間道広一間、右同断、

右之波岡方高田村迄ハ、霜月方明ル二月迄雪之内馬足不通、

小道

小道

一、高田村方荒川村迄拾町、荒川方三内村迄壹里、三内方新城村迄十八

〔小道脱カ〕

一、原辺地村大道方富田村迄拾八町、宮田方瀧沢村迄拾八町、自是先大
深山、南部領境山迄難所牛馬不通、但自他領も難入、

町、大道へ出ル、

一、野内川広さ廿壹間深さ壹尺四寸五寸、歩渡り、山川故少之

脇道

荒川村方浜田村迄壹里、浜田方青森村迄廿五町、大道へ出ル、

〔小道脱カ〕

脇道

荒川村方横内村迄十八町、横内方駒籠村迄一里、駒籠方作り道村迄廿

一、浅虫村大道方茂浦村迄壹里、茂浦より田沢村迄三里、但此間磯辺路、
田沢方小湊村迄三里、此間磯辺路皆難所、大道へ出ル、但霜月方明
ル三月末迄雪之内牛馬不通、

壹町、大道へ出ル、

此内川壹ツ

此内川式ツ

一、堤川明剣堂渡広さ拾五間深さ壹尺九寸式尺、歩渡、山川故

一、小湊川沼館渡り広さ九間深さ壹尺三寸四寸五寸、歩渡、但

少之雨ニも水出、人馬不通、

山川故、少之雨ニも俄ニ水出、人馬不通、常ニも塩満之時ハ

一、駒籠川之枝河広さ七間深さ九寸壹尺、歩渡り、少之水増ニ

同坂拾参

八人馬自由、大水ニハ不通、

一、茂浦山越登り三百九十間道広さ壹間、壹騎打荷付馬常ニ不

自由難所、西之方海、東木山、

一、右同坂下式百八十間道広さ壹間、壹騎打、西之方海、東者

木山大難所、

小道

- 一、小猪尾山越登式百四十間道広四尺、右何も同断、
- 一、同坂下り式百四拾五間道広四尺、右何れも同断、

- 一、山口村大道方荒内村迄拾五町十五間、自是先山出かたなし、

- 一、大猪尾山越登百式拾式間道之広さ五尺、右いつ連も同断、

- 一、同山越下り百五十四間道之広さ間、右同断、

- 一、小湊川小豆坂渡広さ七間深さ九寸壹尺、歩渡、水増ニも人

- 一、久慈越登卅間道之広さ壹間一尺、荷付馬自由、

馬自由、

- 一、同山越下り廿壹間道広さ七尺、右同断、

- 一、久慈越登り廿五間道広壹間半、右同断、

小道

- 一、口広沢村大道方堀指村迄七町、是より先ハ山出かたなし、

- 一、同山越下り式百卅七間道広壹間、右同断、

- 一、立石山越登廿七間道之広さ間半、右同断、

小道

- 一、同山越下り廿五間道之広さ間半、右同断、

- 一、藤崎村大道方表舛村迄式拾三町、俵舛方夕顔関村迄壹里、夕顔関方原子村^(ノノ)迄壹里拾三町、但藤崎方原子迄ハ霜月方明ル二月迄雪之内

小道

牛馬不自由、大雪之時者不通、

- 一、小湊村大道方童子村迄壹里拾五町、自是先ハ山出かたなし、

此内川壹ツ

此内川壹ツ

- 一、十川広さ八間深さ三尺三寸五寸、橋有、大水ニも橋落不申、

- 一、童子川広さ四間深さ六寸七寸、歩渡り、水増ニも常ニ自由、

こみ川、

小道

小道

- 一、小湊村方平賀村迄廿五町、自是先山出方なし、

此内川壹ツ

- 一、小湊川上之渡広さ八間深さ壹尺式寸三寸、歩渡、少之水増

方明ル二月迄右いつれも馬足不自由、

又塩満ニも人馬不通、砂川、

小道

一、藤崎村と板屋野木村迄卅四町、板屋野木と三千石村迄七町、三千石
ろくるミ館村迄廿五町、大雪之時者霜月と明ル二月迄馬足不自由、

脇道

板屋野木村とくらの林迄十町廿間、

脇道

本柏木村と十川橋迄此間十六町式間、

下ノ切小道

一、下十川大道と葦野田村迄廿九町五間、葦野田と原子村迄壹里十八町、
原子と神山村迄壹里、神山と飯詰村迄壹里七町、飯詰と金木村迄貳
里十八町、金木と中里村迄貳里、中里と薄市村迄壹里、薄市と大田
村迄壹里貳拾五町、此間難所、大田と相内村迄壹里、相内と十三浜
磯辺路江出ル此間拾八町、但右之十川と相内村迄ハ霜月と明ル二月
迄者雪之内馬足不通、

此内川壹ツ

一、波岡川之下白金渡広さ四間深貳尺三寸五寸、歩渡り、水増
ニハ牛馬不通、但歩橋有、

脇道

神山村と七ツ館村迄廿八町七間、

脇道

神山村と新里村迄廿町

脇道

金山村と五所川原迄壹里、

脇道

飯詰村と狐鼻村迄六町三間、

脇道

飯詰村と沖飯詰村迄廿町、

脇道

飯詰村と中柏木村迄壹里、中柏木と加勢村迄壹里拾五町、

脇道

喜良市村之道と小多川村迄五町、

脇道

金木村と蒔田村迄七町卅間、

脇道

中里村と新田八幡村迄十三町廿間、

脇道

中里村より高野沢村迄拾貳町九間、

磯辺道

一、鯉ヶ沢之内舞戸村大道より十三村迄六里、但左ハ海、右者野山、

此内川壱ツ

一、うさ田川広き六間深き三尺五寸六寸、歩渡り、少之水にも

人馬不通、砂川、

一、十三村より小泊村迄四里、左者海、右ハ木立、

此内川壱ツ

一、十三湊広き九十三間深き三尋壹尺貳尺、但船渡り水増ニも

船ニ而自由、砂川、

同坂四ツ

一、出山坂登卅貳間道広き貳間、荷付馬自由、

一、同坂下り三拾三間道之広き貳間、右同断、

一、小泊坂登り七十三間道広貳間、左右木山難所、但荷付馬自

由、

一、同坂下り三拾貳間道之広き貳間、右同断、

一、小泊村より外浜之内たつひ崎迄四里、此間人馬不通難所、但舟にて廻

ル、左者海、右者大木立、

此内川壱ツ

一、小泊川広き六間深き壹尺九寸貳尺、

一、たつひ崎より見まや迄貳里半、歩道、牛馬不通難所、左者海、右者大

山木立、

此内川壱ツ

一、算用師川広き三間深き九寸壹尺、歩渡、但山川故少之雨ニ

も俄ニ水出、出入不通、石川、

同坂十

一、たつひ崎山越登三百間道之広き壹尺八寸九寸、細道牛馬不

通大難所、北方海、南大山、

一、同山越下り百五十間道之広き壹尺八寸九寸、細道牛馬不通

大難所、右同断、

一、鎧嶋山越登百五十間道之広き貳尺、大難所牛馬不通、北之

方海、南之方大山、

一、右之山越下り貳百八拾五間道之広き貳尺五寸、大難所牛馬

不通、右同断、

一、かはしり山越登百八十間道之広き貳尺三寸、大難所牛馬不

通、右同断、

一、同山越下り貳百間道之広き貳尺、大難所牛馬不通、右同断、

一、^(ト)銚泊山越登り百三間道之広き貳尺七寸、大難所牛馬不通、

右同断、

一、同山越下り九拾八間道之広き貳尺五寸、大難所牛馬不通、

右同断、

一、うてつ山越登五十間道之広さ貳尺、大難所牛馬不通、右同断、

一、同山越下六十間道広貳尺、大難所牛馬不通、右同断、

一、見まやち今辺地村迄壹里、此間牛馬通ル、左者海、右ハ大山木立、

一、今辺地ち野田村迄五里、左右右同断、

此内川式ツ

一、今辺地川広さ九間半深さ四尺三寸四寸五分、橋有、水増ニも橋落不申候、上下ニも歩渡無し、

一、よま内川広さ五間深さ七寸八寸、歩渡、水増ニも人馬自由、大水之時ハ不自由、石川、

同坂六ツ

一、大泊坂登七拾五間道広さ壹間、一騎打、北之方海、南方山、荷付馬不自由、難所、

一、同坂下り六拾壹間道之広さ壹間、壹騎打難所、荷付馬不自由、北ハ海、南山、

一、ほろつき坂登り六十式間道之広五尺、壹騎打大難所、荷付馬不自由、北方海、南ハ山、

一、同坂下り七拾三間道之広さ五尺、壹騎打、但難所、荷付馬不自由、右同断、

一、赤根沢坂登り九拾九間道広さ壹間、一騎打難所、荷付馬漸く通ル、右同断、

一、同坂下り百廿間道広壹間、壹騎打難所、荷付馬漸く通ル、右同断、

右之今辺地ち野田迄難所、但霜月ち明ル三月迄雪之内馬足不通、

一、野田村ち蓬田村迄貳里半、左ハ海、右ハ山、

此内川式ツ

一、野田川広さ貳間深さ八寸九寸、歩渡、但山川ニ候得共水増ニも人馬自由、小石、

一、中師川広さ三拾式間深さ六尺、船渡り、

一、蓬田村ち油川村大道江出ル此間四里半、左ハ海、右者山、

此内川三ツ

一、後形川広さ四間半深さ壹尺九寸貳尺、橋有、水増ニも橋落不申候、砂川、

一、内真辺川広さ七間深さ四尺、橋有、水増にも橋落不申候、ごミ川、

一、油川広さ拾壹間深さ壹尺九寸貳尺、橋有、水上なし、塩満(橋名)ニも橋不申候、砂川、

船路之範

秋田境

一、大間越板貝之間

一、小船式艘程入、東南風ニハ船かかり吉、西北風ニハ悪シ、

大船ハ不入、

いたかいち七里

一、船無シ崎之間

一、小船三艘程入、東西風舟懸り吉、南北風悪シ、大船ハ不入、

へなし崎ち三里

一、深浦之間

一、間口百五拾四間、遠さ式百間、深さ八尋九尋、東南西風舟

かゝり吉、北風悪シ、自是松前へ海上式拾五里、南風ニ而

渡、又秋田領とが迄海上三拾五里、但北風ニて渡ル、右之

断前ニも委書戴申候、

ふかうらち六里半

一、金井ヶ沢之間

一、荒磯、南風舟かゝり吉、西北風悪、大船ハ不入、弁才舟三

艘程入、

かねか沢ち三里

一、こわた 片難

こわたち廿五町

一、鱒ヶ沢之間

一、間口式拾四間、遠さ三町、此外荒磯、深さ八尋九尋、西南

風舟懸り吉、北風悪シ、自是松前へ海上拾五里、但南風ニ

而渡ル、

あちか沢ち五里

一、十三湊

一、湊之広さ九十間、深さ四尺三寸四寸五寸、湊之内遠さ壹里

廿三町、但大舟ハから舟にて入ル、

とさち三里

一、小泊之間

一、間口四方五十間宛、深さ三尋四間、西南風舟かゝり吉、自

是松前へ海上八里、東風ニて渡ル、

ことまりち六里

一、うてつ之間

一、間口式拾四間、遠さ五拾五間、深さ式尋、但小弁才舟三艘

程入、北風悪、其外吉、自是松前へ海上六里、

うてつろ六里

一、見まや之間

一、間口三拾五間、遠さ式町卅間、深さ三尋、北風悪、其外吉、

大船入、

あをもりろ三里

一、茂浦之間

海上十四里、又南部領川湊迄海上十五里南風ニテ流ル、

一、間口百間、遠さ式町卅間、深さ四尋五尋、西北東風舟かゝり吉、南風悪し、

見まやろ壹里

一、ほろつき之間

一、間口五十間、遠さ卅間、其外荒磯、深さ式尋三尋、西風悪、

其外吉、弁才船三艘ほと入ル、

もうらろ三里

一、大間

一、荒磯、深三尋半、南風船懸り吉、其外悪し、

ほろつきろ壹里

一、赤根沢之間

一、間口七拾間、遠さ五拾間、深さ式尋半、東南風吉、北西風

悪、大船ハ不入、

おほまろ四里

一、小湊

一、湊之広さ五拾式間、塩之満干ニ構無之、深さ式尺三寸五寸、但狹船斗入ル、

あかね沢ろ四里

一、山瀬泊之間

一、間口三拾間、遠さ四拾八間、深さ式尋、其外荒磯、南東風

吉、北西風悪、大船ハ不入、

こみなとろ三里

一、清水川 片難、

山せとまりろ六里半

一、青森之間

一、荒磯沖懸り、深さ式尋三尋、南風吉、其外悪、自是松前へ

(み脱カ)
しつ川ろ式里半

一、狩場沢 片難

船路ノ五拾九里式拾五町

津輕自領分北国筋并東海路出船事

一、北国筋江ハ津輕之浦々々北風ニ而出船仕候、東海路へハ西干湊之風、但末申之方々吹申風にて出船仕候、但四月々八月中旬迄上下之舟共渡海仕候、夏々末ハ渡海無御座候、併松前へハ冬も日和能時ハ東南風ニテ渡海仕候、津輕者西北ニ海を請申候、右之ひかた風(東)風六七八月吹申候得ハ、逢々作毛ニあたり申候、

(青森県立郷土館研究員)